

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定	
根拠法令・条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項	
所管課	住宅部	住宅まちづくり課
審査基準	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） （認定基準等） 法第6条 「所管行政庁は、前条第1項から第5項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。」 法第6条第1項第3号及び第4号 「建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。」及び「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。」とあることを受け、別紙「長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査基準」を定める。 なお、第6条第1項のその他の各号に関しては、法律の定めのとおり運用するため、新たな基準を設定しない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	別紙「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する各申請に関する標準処理期間」のとおり
	標準処理期間を設定できない理由	

## 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査基準

制定 平成21年 5月26日

施行 平成21年 6月 4日

改正 平成23年12月 1日

改正 令和 4年 1月 4日

第1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号、以下「法」という。）第6条第1項第3号に掲げる良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものに関する基準については、1から6の基準に定めるところによる。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の区域内において、申請建築物が当該地区計画等の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築主事等が確認を行う条例制定項目以外の項目に限る。）に適合しない場合は、原則として認定しない。

2 建築基準法第69条に規定する建築協定の区域内において、申請建築物が当該協定中の建築物に関する事項（建築物の敷地、位置、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定しない。

3 次の区域内においては、原則として認定しない。ただし、許可や当該住宅が区域の設定の目的を達成するものであることなどにより、長期にわたる立地が想定されることが判明している場合については、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

4 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画で定める区域内において、申請建築物が同条第2項に規定する景観計画で定める行為の制限に関する事項に適合しない場合は、原則として認定しない。

5 景観法第61条第1項に規定する景観地区の区域内において、申請建築物が当該景観地区の建築物に関する事項（建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置、敷地についての具体的な制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定しない。

6 景観法第81条に規定する景観協定の区域内において、申請建築物が当該協定中の建築物に関する事項（建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備についての具体的な制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定しない。

第2 法第6条第1項第4号に掲げる自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものに関する基準については、次に定めるところによる。

次の区域内においては、原則として認定しない。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合はこの限りでない。

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する各申請に関する標準処理期間

制定 平成21年5月26日  
 施行 平成21年6月4日  
 改定 令和4年2月20日

標準処理期間は次の各号に定めるところによるものとし、本規定において用いる用語は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）によるもののほか、関係法令、政令、省令並びに告示の例による。

- 1 法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定の審査に要する期間は、下表の審査期間を標準処理期間とする。

工事種別	区分	確認書等*の添付	審査期間
新築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	有	7日
		上記以外	21日
	共同住宅等	有	14日
		上記以外	35日
増改築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	有	11日
		上記以外	32日
	共同住宅等	有	21日
		上記以外	53日
※確認書等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し			

- 2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合は、第1号の審査期間に加え建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める日数を加算するものとする。
- 3 法第9条の規定による変更の認定又は第10条の規定による承認の審査に要する期間は、いずれも申請を受けた日の翌日から7日を標準処理期間とする。
- 4 書類の不備等により、審査が中断した時は、その中断期間を審査期間に含めることはできない。
- 5 市長は、1号から3号に規定する審査期間によりがたい合理的な事由があるときは、1号から3号の規定に関わらず、審査期間を延長することができる。
- 6 市長は、前号の規定により審査期間を延長するときは、申請者に対し、その理由を付して書面により通知するものとする。